

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

介護保険制度改悪を止め、国庫負担・企業負担拡大で介護保険制度の充実を求めます

2013年11月11日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

前略 貴台のご活躍に敬意を表します。

さて、厚生労働省は、来年の通常国会に提出する介護保険法「改正」案の検討を進めています。これまでに検討されている内容では、要支援者・要介護者のサービス利用を著しく制限するとともに、負担を利用者・国民、そして介護担当者に押しつけるものです。

社会保障審議会介護保険部会で現在検討されている内容は、①一定以上所得者の利用料負担を1割から2割へ引き上げる、②要支援1・2（約150万人）は、全国一律の介護保険給付から除外し、市町村事業へ移行、③特別養護老人ホーム入所要件を原則として「要介護3」以上とする、④低所得者でも預貯金などがあれば施設の居住費・食費を補助しない、⑤ホームヘルパーの生活支援廃止などです。

要支援者・要介護者は、いくつもの疾患を抱え、医療費負担も少なくありません。いまでも乏しい収入の中で医療を受けるのか介護を受けるのかを迷っている患者さんも少なくありません。絶対に介護保険の利用料負担引き上げを行うべきではありません。

また、要支援サービスが市町村事業に移行されれば、市町村の財源や優先順位でサービス内容が低下する市町村も出てきます。そもそも介護認定基準が厳しく、室内伝い歩きや痛みで休み休みの移動状況でも、認知症がなく身のケアが自分で行える場合は要支援とされてしまいます。

さらに、特養ホーム入所を要介護3以上にすれば、「介護難民」をさらに生み出してしまいます。また、介護担当者の賃金の引き上げ、労働条件の改善も重要です。

介護保険制度を維持する財源がないことも事実ですが、その原因は国と企業が負担を回避していることにあります。特に大企業は、270兆円もの内部留保をため込む一方で、高齢者を支える労働者の雇用と賃金を切り捨ててきました。高齢化と介護のリスクは、日本という国を挙げて対応すべき喫緊の課題です。

また、社会保障分野への投資は国民の命と生活を守るだけでなく、雇用創出効果、経済波及効果が高く、介護分野では特に顕著です。こうしたことから、介護保険制度の見直しに当たって、下記事項を実現するよう、強く求めます。

記

- 一、介護保険に対する国と企業負担を強化すること。
- 一、利用者負担増を行わないこと。
- 一、要支援者の保険給付外し・市町村事業への移行や、特養ホーム入所者の制限、ホームヘルパーの生活支援廃止等を行わないこと。
- 一、介護担当者の労働条件を改善すること。そのためにも介護報酬を引き上げること。